

公共埼第415号
令和6年10月11日

各市町村立学校（幼稚園）長
各県立学校長
教育局各課（所・館）長

} 様

公立学校共済組合埼玉支部長

健康保険証の新規発行の終了及び資格情報のお知らせ（加入者情報）の送付について（通知）

令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、原則全ての組合員及び被扶養者（以下、「組合員等」という。）に対して、当共済組合の把握している加入者情報（個人番号の下4桁を含む。）が記載された通知（以下「お知らせ（加入者情報）」という。）が当共済組合本部（以下「本部」という。）から、各所属所あてに送付されることとなりました。

各所属所においては、本通知を組合員へ周知の上、下記の内容について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 健康保険証の新規発行終了に関する情報（令和6年9月30日現在）

(1) 概要

- ① 令和6年12月2日をもって、現在の健康保険証の新規発行が終了する。
- ② 経過措置として、令和6年12月1日までの発行で有効な組合員証は最長1年間※健康保険証として使用できる。
※組合員資格がそれより前に喪失する場合はその日まで使用可。
- ③ マイナ保険証非保有者が引き続き医療を受けられるよう、最長5年の期限が定まった「資格確認書」※という証明書の交付制度が予定されている。
※今回お送りする資格情報のお知らせ(加入者情報)とは異なるので御注意ください。

(2) 注意事項

- ① 健康保険証の新規発行終了後の制度の詳細については、本部が現在検討しており、後日改めて通知いたします。また、当該制度改正に伴う具体的な事務手続きの変更等についても追って御連絡いたします。
- ② 健康保険証の新規発行終了の期日が迫っております。マイナ保険証についての周知等、必要に応じた御対応をお願いいたします。

2 お知らせ（加入者情報）の概要

(1) 送付対象者

令和6年6月20日時点で当共済組合にてマイナンバー登録が完了し、かつ、令和6年9月3日時点で有資格者であった組合員等

(2) 送付の目的

① 概要

当共済組合が把握している情報を組合員・被扶養者の方へお知らせすることで、情報の正確性を担保し、すべての方に安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用していただけるようにすることを目的としたものです。**重要な書類なので、確認後も捨てずに保管するよう周知をお願いいたします。**

②-1 目的1 マイナ保険証の補助書類の事前送付

- マイナ保険証に対応していない医療機関等では、受診時にマイナ保険証に加えて、お知らせ（加入者情報）又はスマートフォンでのマイナポータル資格情報画面の提示が必要になることがあります。
- 既存の組合員証には組合員番号、資格取得年月日などの記載があり、そこで組合員等本人の被保険者情報を確認できました。12月2日からマイナ保険証に統一されますが、マイナ保険証にはそのような情報が印字されておりません。よって事前に被保険者情報を各組合員等へお知らせし、制度改正後の組合員等の被保険者情報の確認資料としていただくものです。当該情報については、マイナポータルでも確認が可能です。

②-2 目的2 個人番号の確認依頼

お知らせ（加入者情報）には各組合員の個人番号（当共済組合で把握しているもの）の下4桁が記載されております。制度改正前に事前にそれを各組合員等に開示し、自身の個人番号に誤りがないか各組合員等に確認をお願いするものです。

(3) 送付物

本部から各所属所宛てに、10月16日以降にお知らせ（加入者情報）が段ボール又はレターパックで送付されます。送付物には以下の3点が同梱されています。

- ㊦ お知らせ（加入者情報）が封入された封筒
- ㊧ 同封対象者リスト
- ㊨ 周知用リーフレット

3 各所属所での対応

お知らせ（加入者情報）が所属所に届いたら、**本年10月31日までに**各組合員へ手渡ししてください。

(1) お知らせ（加入者情報）の配布方法

- お知らせ（加入者情報）の封筒は開封せず、各組合員に被扶養者分も含めて手渡

してください。

- お知らせ（加入者情報）は個人ごとに別の封筒に封入されており、組合員と被扶養者はそれぞれ別の封筒になります。
- 被扶養者の場合、封筒の窓空き部分等に「その被扶養者がどの組合員の被扶養者であるか」が印字されておりません。2（3）④の同封対象者リストを元に、組合員に被扶養者のものと合わせてまとめて手渡してください。

(2) 配布に係る留意点

① 配布時に下記3点について周知をしてください。

- お知らせ（加入者情報）記載の**個人番号の下4桁**が正しいか確認すること
- 以下に該当する場合は、組合員御本人から当支部へ直接連絡すること

- ・お知らせ（加入者情報）に記載されている個人番号の下4桁等に**誤りがある**
- ・お知らせ（加入者情報）を紛失又は毀損等したことに伴い、お知らせ（加入者情報）の**再交付が必要になった**

- 医療機関の受診に必要な場合がある重要書類なので、**確認が完了しても廃棄せず保管しておくこと**

② 休職等で各組合員に手渡しすることが難しい場合は、特定記録郵便又は特定記録郵便と同等の漏洩防止策が講じられた手段により組合員に郵送してください。個人番号に準じる情報のため、普通郵便で送ることは避けるようにしてください。

(3) 異動・退職した職員に対してお知らせ（加入者情報）が届いた場合

① 対応

配布時現在所属しない組合員（資格喪失済、異動した職員等）のお知らせ（加入者情報）が送付された場合は、10月31日までに当支部に連絡の上、お知らせ（加入者情報）を返送してください。

送付の際は、特定記録郵便又は特定記録郵便と同等の漏洩防止策が講じられた手段により当支部に郵送してください。個人番号に準じる情報のため、普通郵便で送ることは避けるようにしてください。別紙1のQ1-3、Q1-4も参照願います。

② 原因

お知らせ（加入者情報）は、9月3日時点で登録されている所属所に送付します。そのため、それ以後に資格喪失した場合や所属所が変更された組合員等については、お知らせ（加入者情報）が資格喪失又は異動前の所属所に送付される場合があります。

(4) お知らせ（加入者情報）が届かない場合

① 概要

今回下記②に該当する組合員等へは、お知らせ（加入者情報）は送付されません。今回送付がされない組合員等に対しては、今後順次発送する予定です。なお、相当数該当者がいることが見込まれるため、今回送付がされない組合員等についての個別のお問い合わせ等はお控えください。

② 主な原因

㊦ 別の所属所に送付されている

原因

お知らせ（加入者情報）は、9月3日時点で登録されている所属所に送付します。そのため、それ以後に他の所属所に異動した組合員等については、お知らせ（加入者情報）が異動前の所属所に送付される場合があります。

所属所の対応

なし。異動前の所属所から当支部へ書類を返送していただくこととなり、届きましたら当支部から異動先の所属所へ書類を送付します。別紙1のQ1-3、Q1-4も参照願います。

㊧ 個人番号の連携が基準日（6月20日）までに完了しなかった

原因

本年6月20日までにマイナンバー等の登録処理が完了しなかった場合は、現職の組合員等であってもお知らせ（加入者情報）が送付されていません。

所属所の対応

なし。当支部から順次書類を送付します。

㊨ 組合員の資格情報（任用形態の変更等）に変更があった場合

原因

組合員の資格情報（任用形態の変更等）があった場合、お知らせ（加入者情報）が送付されていないことがあります。

所属所の対応

なし。当支部から順次書類を送付します。

㊩ 組合員等に海外在住等の特殊な事情がある場合

原因

組合員等に海外在住等の特殊な事情がある場合は、現職の組合員等であってもお知らせ（加入者情報）が送付されていません。

所属所の対応

当支部から各所属所に個別に対応を相談することがあります。

③ その他注意事項

組合員に被扶養者がいる場合に、「特定の被扶養者の分だけお知らせ（加入者情報）が届かない」というケースが想定されますので、御承知おきください。上記㊦や㊨等が原因でその被扶養者だけが送付対象外となることがあります。

（例：組合員が長女と長男を被扶養者としていて、長男にだけ届かないなどのケース）

公立学校共済組合 埼玉支部 資格管理担当
TEL：048-830-6694
〒330-0063
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21

「お知らせ(加入者情報)」等に関する Q&A

1. お知らせ(加入者情報)の送付について

Q1-1. 「お知らせ(加入者情報)」の送付がなかった組合員等がいる。
A. 今回の送付対象者は、令和6年6月 20 日時点で当共済組合においてマイナンバー登録処理が完了し、かつ、令和6年9月3日時点で有資格であった組合員等に送付しております。 なお、今回送付がなかった組合員等については、今後順次発送を予定しております。また、今回のタイミングでの送付がされない組合員は相当数見込まれるため、個別のお問い合わせはお控えください。
Q1-2. 妻と長男が被扶養者だが、長男の分だけ「お知らせ(加入者情報)」が届かなかった。
A. 一部の被扶養者についてマイナンバーの連携が間に合わなかった、海外留学等で日本に籍がない、などの理由で、書類が届かないケースが想定されます。その場合も他の例のように、順次発送いたします。
Q1-3. 退職者や既に異動した者の分が届いた。廃棄してしまってよいか。
A. お手数ですが、令和6年 10月31日までに当支部資格管理担当へ特定記録郵便等で送付くださるようお願いいたします。
Q1-4. Q1-3に関連して、近隣校に異動した職員の分が届いた。公立学校共済組合埼玉支部に返送するのでなく、直接対象校に持参してよいか
A. 問題ありません。ただしその際は、個人番号に準じる情報であるため、取り扱いにご注意いただくと共に、お手数ですが、当支部資格管理担当へ事前に御一報ください。
Q1-5. Q1-1に関連して、「今回送付がなかった組合員等について個別の問い合わせは控えるように」とのことだが、一切問い合わせはできないのか？
A. 12月2日以前に資格を有する方の「お知らせ(加入者情報)」については、本年中にはすべての対象者に送付を予定しております。 令和7年1月になっても届かない方がいる場合は、お手数ですが当支部資格管理担当へ御一報ください。

2. お知らせ(加入者情報)の保管等について

Q2-1.「お知らせ(加入者情報)」を確認し、問題がなければ破棄してよいか
A. 破棄せず大切に保管をお願いします。 マイナ保険証に対応していない医療機関では、マイナ保険証と一緒に「お知らせ(加入者情報)」または、「スマートフォンでのマイナポータル の資格情報画面」を提示しないと、受診ができない場合があります。
Q2-2.「お知らせ(加入者情報)」はいつまで保管する必要があるか
A. 現状「この日まで」と具体的な指定をするのが難しい状況です。
Q2-3.「お知らせ(加入者情報)」のみで医療機関等を受診できるのか
A. 「お知らせ(加入者情報)」のみでは受診できません。

3. 制度改正後の経過措置について

Q3-1. 制度改正後は、マイナ保険証がないと医療を受けられないのか
A 経過措置として、お手元の有効な健康保険証(組合員証)で令和7年 12月1日まで※は医療機関を受診できます。※ 組合員資格がそれよ り前に喪失する場合はその日まで使用可。 なお、マイナ保険証をお持ちでない方へは、今後、健康保険証(組合 員証)に替わる「資格確認書」(制度改正日から5年を上限とする)を交 付予定とされています。
Q3-2. Q3-1の「資格確認書」の申請方法や交付方法を教えてほしい
A. 現在本部で検討しております。追って連絡いたします。
Q3-3. 制度改正後、不要となった健康保険証(組合員証)は返納すべきか
A. 現在本部で対応を検討中です。追って連絡いたします。

4. その他

Q4-1. マイナ保険証を作成したい。具体的に何をすればよいか
A. 資料2の2頁を参考に、手続きをお願いいたします。
Q4-2. 今回の制度改正で、資格取得等の申請に係る事務処理等の変更は
A. 申請様式の変更等を当支部で検討しております。

所属所コード 0000000000
所属所名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○学校
記号番号 ○123-0000
氏名 共済 太郎 様

チェック用バーコード

#0000001

公立学校共済組合○○支部
保険者番号：00000000
〒999-9999
○○○県○○市○○町○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○0-0-0-0-0
電話番号 00-0000-0000

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い

あなたの加入する共済組合の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年6月24日時点)。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	0000	番号	00000	枝番	00
氏名	共済 太郎				
フリガナ	キョウサイ タロウ				
負担割合	3割				
資格取得年月日	平成○年○月○日				
保険者名	公立学校共済組合○○支部				

スマートフォンをお持ちの方は、右記の二次元コードから
マイナポータルにログインすることで、
ご自身の共済組合の資格情報を確認することができます。
ぜひご活用ください。

マイナポータル
へのアクセス・
ダウンロードは
こちら➡



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面を
マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診
いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次の
とおりですのでご確認ください(12桁のうち下4桁
のみ表示)。
表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番
号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場
合には、このお知らせが届いてから2週間以内に
ご加入の共済組合支部までご連絡ください。

***** 1234

下のカードを切りはなしてご利用いただくことも
できます。
(このお知らせのみでは医療機関等を受診すること
はできません)

資格情報のお知らせ

令和○年○月○日発行
公立学校共済組合○○支部
保険者番号：00000000

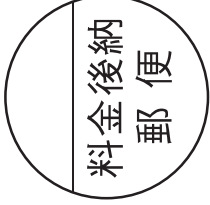
記号 0000 番号 00000 (枝番) 00

氏名 共済 太郎

負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

公立学校共済組合に関する 「資格情報のお知らせ」



所属所コード 0000000000
所属所名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
記号番号 ○123-0000
氏名 共済 太郎 様
チェック用バーコード #00000001

親展重要特定記録

大切なお知らせです。
必ず開封して内容をお読みください。

公立学校共済組合○○支部
保険者番号：00000000
〒999-9999
○○県○○市○○町○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
電話番号 00-0000-0000

「資格情報のお知らせ」は 医療機関等がマイナ保険証に対応していないときにも 使用場合があります

医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で資格確認ができない場合は、マイナ保険証と「スマートフォンの資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで受診できます。



マイナ保険証の利用登録方法や、
保険診療を受ける際に必要なものを
わかりやすくまとめています！

公立学校共済組合本部発行の
“使って便利！マイナ保険証”
リーフレットはこちら



公立学校共済組合LINE公式アカウントの友だち追加方法

方法
1

スマートフォン等のカメラから右の2次元コードを読み取ってください。

方法
2

LINEアプリホーム画面の「友だち追加」から検索画面の「ID」を選択し、
「@kouritukyosai」を入力の上、友だち追加してください。

各事業の
最新の情報を
お届け





使って便利！

マイナ保険証

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード）を基本とした制度に移行します。

医療機関等で保険診療を受ける際はマイナ保険証が基本となりますが、マイナ保険証を利用登録していない等、状況によって必要なものが異なります。

なお、発行済の組合員証や被扶養者証は、最長で令和7年12月1日までは健康保険証として使用可能です。

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なものは中面をご確認ください。



タンキちゃん

＼ マイナ保険証を利用するメリット /

面倒な手続きが不要！

- ▶ 窓口で限度額以上の支払いが不要になる
- ▶ 被扶養者が就職等により資格を喪失したとき、マイナ保険証なら返却不要

より良い医療が受けられる！

- ▶ 過去の診療情報を医師と共有でき、重複検査や重複投薬などのリスクが減少
- ▶ 事故や災害時でもお薬情報が連携される

マイナ保険証登録がまだの方はお早めにご登録ください。

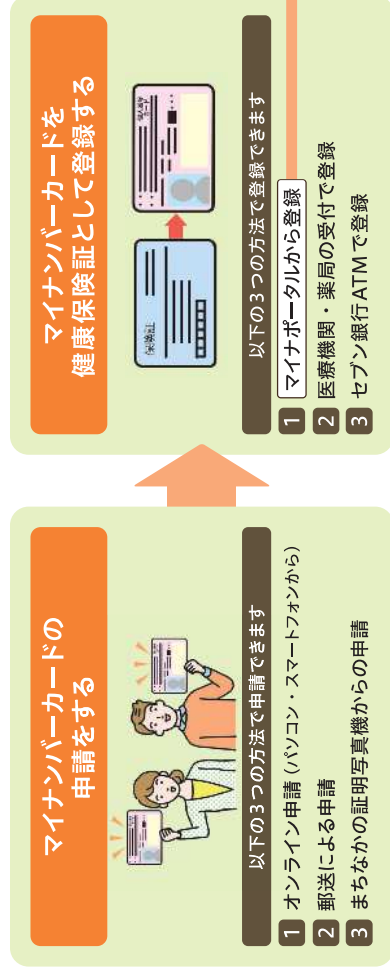


公立学校共済組合

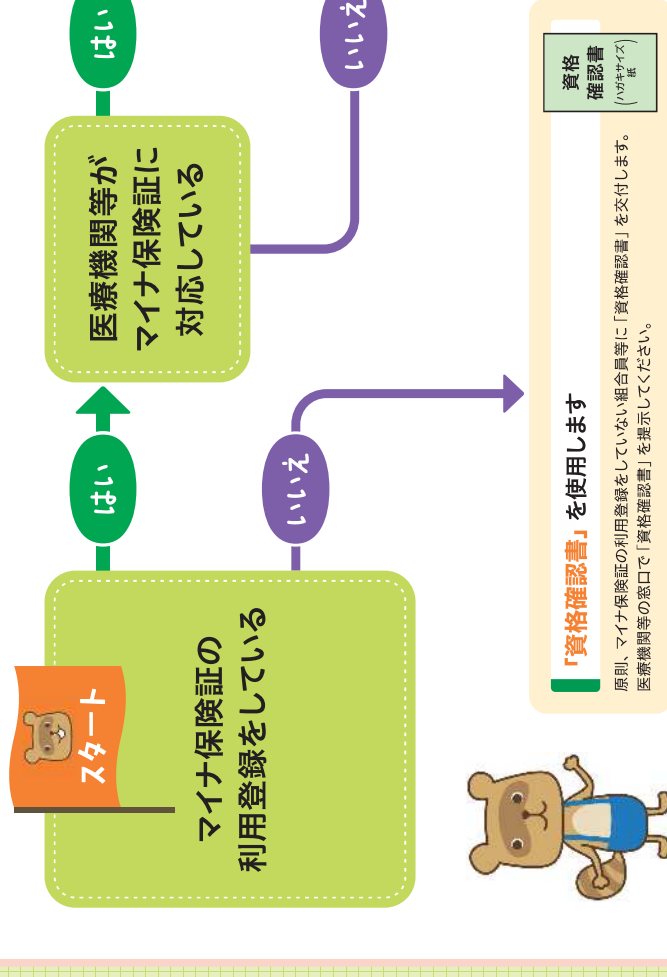
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS



マイナンバーカードの健康保険証の登録をするには



医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの



マイナ保険証 Q&A



どの医療機関・薬局で使えますか？



A 「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼ってある医療機関等で使えます。

右のステッカーやポスターが目印です。受診しようとする医療機関等がマイナ保険証を利用できるか当該医療機関等にあらかじめご確認ください。なお、利用できる医療機関等については、厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。



ステッカー



ポスター



マイナ保険証は、受診の度に提示が必要ですか？



A 受診の際に毎回提示が必要です。

法令により、医療機関等を受診する際には、健康保険証を毎回提出しなければならないとされています。また、健診等情報や診察・薬剤情報、処方情報、調剤情報の閲覧のため、受診の際に毎回同意をいただくこととされていますので、受診の際に毎回提示されますようお願いいたします。



子どものマイナンバーカードの保険証登録は？



A 保護者が代理で登録できます。

お子様が利用申込を行うことが難しい場合には、お子様に代わって保護者がお子様のマイナンバーカードを読み取り、4桁の暗証番号を入力するなどによって、保護者のスマートフォン端末やPCでご登録できます。

現行の健康保険証の
新規発行終了について

マイナンバーカードを
健康保険証として利用する方法

など

マイナンバーカードの健康保険証利用について、詳しくは右記の厚生労働省ホームページでご確認ください。

厚生労働省
ホームページ



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ先

お掛け間違いのないようご注意ください。

マイナンバー 総合フリーダイヤル

無料

マイ ナン バー

0120-95-0178

平日 9:30～20:00

土・日・祝 9:30～17:30 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失、盗難等による一時利用停止については、**24時間365日受け付けます。**

発行：公立学校共済組合
制作：株式会社社会保険出版社
禁無断転載

※当リーフレットの内容は、令和6年7月時点での情報を基に作成しております。

各事業の最新の情報をお届けします！

公立学校共済組合 LINE公式アカウント
友だち追加はこちら

